

平成 30 年度 第 3 回和水町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：平成 30 年 6 月 7 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 45 分

2. 開催場所：和水町役場 本庁 3 階 大会議室

3. 本日の出席委員は次のとおりである。（20 名）

会 長	2 4 番	蒲池 恭一				
会長代理者	2 3 番	石原二千郎				
委 員	1 番	坂本 政光	3 番	坂本 博文	4 番	石原 由紀
	5 番	鶴 宏遠	6 番	上妻美津子	7 番	戸上 誠一
	8 番	小森田義弘	9 番	浦部 貞彦	1 0 番	吉田 広志
	1 1 番	甲斐 正晴	1 2 番	池田 圭吾	1 3 番	庄山 秀一
	1 4 番	北原 博幸	1 5 番	杉村 幸敏	1 6 番	池田 浩二
	1 7 番	深草 義久	2 0 番	上田 憲一	2 2 番	高木 義則

4. 本日の欠席委員は、次のとおりである。（2 名）

1 8 番 松村 勝徳 1 9 番 古田 博

5. 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名人の氏名

5 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事務局 長 松尾 修

係 長 渡邊 豊和

参 事 庄山桂太郎

7. 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要

- | | |
|---------|---|
| 事務局(松尾) | <p>1 開 会</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。「こんにちは。」ご着席ください。</p> <p>それでは、ただ今から、平成30年度第3回和水町農業委員会総会を、開会します。</p> <p>～～ 資料の確認 ～～</p> <p>総会資料の表紙を、お開きください。
会議次第に沿って、進めさせていただきます。</p> |
| 事務局(松尾) | <p>2 会議成立宣言</p> <p>和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳ってあります。</p> <p>本日は、22名中20名が出席ですので、本会議が成立することを宣言いたします。</p> |
| 事務局(松尾) | <p>3 会長挨拶</p> <p>会長挨拶ですが、同会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳ってありますので、会長におかれましては、挨拶のあと、引き続き議事の進行をお願いします。</p> <p>それでは、会長挨拶をお願いします。</p> |
| 会 長(蒲池) | <p>みなさん、改めまして「こんにちは」。</p> <p style="text-align: center;">【会長挨拶】</p> <p>それでは、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。
続いて、議事進行をさせていただきます。</p> |
| 議 長(蒲池) | <p>4 議事録署名人の指名</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>和水町農業委員会会議規則 第13条第2項に規定する 議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。</p> |

【異議なしの声あり】

議長(蒲池) それでは、本日の議事録署名委員は、
4番 石原由紀委員 と 6番 上妻美津子委員 をお願いします。

議長(蒲池) 5 議 事
それでは、議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、
議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局(松尾) 1 ページを、ご覧ください。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。
農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により適合するか否か検討することとなっています。審査基準の項目には、
・「全部効率利用要件」
・「農作業常時従事要件」
・「下限面積要件」
・「地域との調和要件」の 4つの基準があります。
適合するか否かの検討結果については、最後にご説明させていただきます。

それでは、「所有権移転」の案件になります。
申請番号29、土地の所在等は、
「江田字餅迫 [REDACTED] 番、田、637 m²」、
譲渡人「福岡県の [REDACTED]」、譲受人「江田の [REDACTED]」、
譲受人の経営面積は、「22,535 m²」、申請理由は「贈与による規模拡大」、
農作業に従事する者「2名」、
農機具は「トラクター 1台」、「コンバイン 1台」、「田植機 1台」です。

申請番号30、土地の所在等は、「上十町字山口 [REDACTED]、田、317 m²」、
譲渡人「菊池市の [REDACTED]」、譲受人「上十町の [REDACTED]」、
譲受人の経営面積は、「7,868 m²」、申請理由は「売買による規模拡大」、
農作業に従事する者「2名」、
農機具は「トラクター 1台」、「コンバイン 1台」、「田植機 1台」です。

申請番号31、土地の所在等は、「岩字無多田 [REDACTED]、田、964 m²」、
譲渡人「大阪府の [REDACTED]」、譲受人「岩の [REDACTED]」、
譲受人の経営面積は、「5,311 m²」、
申請理由は「売買による規模拡大」、
農作業に従事する者「1名」、農機具は「管理機 1台」、「軽ワゴン 1台」、
です。

2ページをご覧ください。「使用貸借権設定」の案件です。

申請番号32、土地の所在等は、「上板楠字薄原 [REDACTED]、畑、19,655 m²
ほか19筆、合計20筆96,912 m²」、
貸主「中和仁の [REDACTED]」、借主「中和仁の [REDACTED]」、
借主の経営面積は、「172,560 m²」、
申請理由は「農業者年金受給に係る使用貸借権の再設定」です。
農作業に従事する者「4名」、農機具は「トラクター 5台」、「田植機 1台」、
「たまねぎ掘機 1台」、「たまねぎ植機 1台」です。

次に、「賃貸借権設定」の案件です。

申請番号33ですが、1筆目の「中和仁字口梨 [REDACTED]、畑、873 m²」に
ついては、申請の取下げがありました。議案資料には掲載していますが、
今回の議案からは除かれます。

土地の所在等は、「中和仁字口梨 [REDACTED]、畑、2,046 m²、
他1筆、合計2筆2,170 m²」、
貸主「中和仁の [REDACTED]」、借主「中和仁の株式会社 [REDACTED]」、
借主の経営面積は、「238,949 m²」、
申請理由は「賃貸借権設定による規模拡大」です。
農作業に従事する者「2名」、農機具は「スピードスプレーヤー 2台」、
「チップーシュレッダー（粉砕機） 1台」です。

以上の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された
内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明しま
す。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。

申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後におい
て耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを効率的に利用して耕作等の
事業を行う者と見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。

申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、

基幹的な農作業に常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。

農業委員会が定める30aを、上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。

取得後においても耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われま

す。

議長(蒲池)

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

申請番号29について、22番 高木委員の報告をお願いします。

22番(高木)

はい。申請番号29について、22番 高木が説明いたします。

6月4日に石原二千郎委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、旧木村組事務所の手前、高速道路のガードをくぐって、およそ100m先の農地になります。現況は栗畑でした。

今後も、農地として管理されるとのことで、何ら問題ないと思われま

す。ご審議方、よろしくをお願いします。

議長(蒲池)

ありがとうございました。

次に、申請番号30について、17番 深草委員の報告をお願いします。

17番(深草)

はい。申請番号30について、17番 深草が説明いたします。

6月4日に、池田浩二委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、上十町の高松採石株式会社の西側、申請人宅のすぐ裏の田です。

現況は、保全管理されていました。

今後も、農地として管理されるとのことで、何ら問題ないと思われま

す。ご審議方、よろしくをお願いします。

議長(蒲池)

ありがとうございました。

次に、申請番号31について、16番 池田浩二委員の報告をお願いします。

16番(池田浩)

はい。申請番号31について、16番 池田浩二が説明いたします。

6月4日に深草委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、下岩公民館の南東およそ100m、申請人宅前の田です。

現況は、栗畑でした。
今後も、農地として管理されるとのことで、何ら問題ないと思われ
ます。
ご審議方、よろしくお願いします。

議長(蒲池)

ありがとうございました。
最後に、申請番号32と33について、12番 池田圭吾委員の報告を、
お願いします。

12番(池田圭)

はい。申請番号32について、12番 池田圭吾が説明いたします。
6月4日に審委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、中和仁地区、申請人宅隣の農地で、現況は野菜畑でした。
今後も、農地として管理されるとのことで、何ら問題ないと思われ
ます。

続いて、申請番号33について、説明いたします。
6月4日に審委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、中和仁口梨集落の農地で、現況はミカン山でした。
今後も、農地として管理されるとのことで、何ら問題ないと思われ
ます。
ご審議方、よろしくお願いします。

議長(蒲池)

ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明、また、現地確認をしていただいた委員さん
からの報告がありました。
議案第1号につきまして、皆様方から何か質問等がありましたら、願
いします。

【異議なしの声あり】

無いようですので、採決をします。
議案第1号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は、
挙手をお願いします。

「挙手全員」

ありがとうございました。
議案第1号については、原案のとおり決定しました。
次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、
議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (松 尾)

3 ページを、ご覧下さい。

議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」です。

申請番号 3、土地の所在等「和仁字坂口 ■■■■■、田、104 m²

ほか 1 筆、合計 2 筆 798 m²」、

申請人「和仁の ■■■■■」、

申請事由が、「農家住宅 及び 進入路」で、

施設面積、「木造 2 階建て居宅 130 m²、木造平屋建て納屋 25 m²、

進入路 104 m²」です。

工事期間は、「許可後から、平成 31 年 3 月 31 日まで」です。

現在、申請人は、申請地の道向かいの自宅に暮らしていらっしゃいますが、バリアフリーのための改築と、息子夫婦と同居するために、自己所有地を農家住宅として転用されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

申請地につきましては、2 ページの管内図、及び 3 ページの住宅地図でご確認ください。

そして、4 ページが字図で、5 ページが配置図及び排水計画図となっています。

給水はボーリング、汚水及び生活雑排水は、合併処理浄化槽を設置し、河川へ排水されます。雨水は、南側の既設側溝へ放流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。
まず、「農地区分」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第 2 種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しています。

続きまして、「一般基準」ですが、「資金及び信用力」は、融資証明書を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、平成 31 年 3 月 31 日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断して、妥当な面積と思われる。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周囲農

地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。
以上です。

議長(蒲池) ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
申請番号3について、5番 鶴委員の報告をお願いします。

5番(鶴) はい。申請番号3について、5番 鶴が説明いたします。
6月4日に、池田圭吾委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、旧春富小学校から北におよそ500メートルの田で、現況は保
全管理されていました。生活雑排水は合併処理浄化槽を設置し、河川放流
されます。雨水につきましても南側の既設側溝へ放流されます。周囲に農
地はありますが、日照、通風など、営農上への支障はないと考えておりま
す。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長(蒲池) ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員からの報告がありまし
た。
議案第2号につきまして、皆様方から何か質問等がありましたら、お願
いします。

【異議なしの声あり】

議長(蒲池) 無いようですので、採決をします。
議案第2号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は、
挙手をお願いします。

「挙手全員」

議長(蒲池) ありがとうございました。
議案第2号については、原案のとおり決定しました。
よって、議案第2号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を
送付します。
次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」
を議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(松尾) 4ページを、ご覧ください。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。
申請番号12、土地の所在等は、「藤田字前畑 [REDACTED]、畑、430 m²」、
譲渡人「藤田の [REDACTED]」、
譲受人「原口の [REDACTED]」、
申請事由は、「一般住宅」、
施設面積は、「木造瓦葺平屋建て居宅 115.82 m²、」です。
工事期間は、「許可後から平成30年12月31日まで」です。

現在、譲受人は、町内のアパートに暮らしていらっしゃいますが、手狭となり、居宅を新築するため購入されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

申請地の位置につきましては、2ページの管内図、及び6ページの住宅地図で、確認をお願いします。

7ページが字図で、8ページが配置図及び排水計画図です。

給水は町の上水道、汚水、生活雑排水、及び、雨水は町下水道へ接続し放流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

まず、「農地区分」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しています。

続きまして、「一般基準」ですが、資金及び信用力は融資証明書を確認しましたところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、平成30年12月31日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断して、妥当な面積と思われる。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周囲農地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。

続きまして、申請番号13、土地の所在等は、「上板楠字西口 [REDACTED]、畑、110 m²」、譲渡人「上板楠の [REDACTED]」、譲受人「上板楠の [REDACTED]」、
申請事由は、「一般住宅」、
施設面積は、「木造瓦葺平屋建て居宅 40.12 m²」です。
本件は、既に転用済みであるため、始末書が添付してあります。

申請人は、昭和61年頃、自宅が手狭になったため、今回の申請地を使用貸借契約にて借用し、住宅を建築されました。

今回、土地所有者との間で話し合いをされた結果、分筆して所有権を移転するとともに、転用申請をされました。

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

申請の位置につきましては、2ページの管内図、9ページの住宅地図で確認をお願いします。

10ページが字図で、11ページが配置図、及び、排水計画図となっています。

汚水については汲み取り、雨水・生活雑排水は既設側溝に放流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

まず、「農地区分」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しております。

続いて、「一般基準」ですが、「資金及び信用力」と「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、既に転用済みです。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積と思われる。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周囲に農地はありますが、日照、通風など、営農上の支障はないと考えています。以上です。

議長(蒲池)

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

続きまして、現地確認をしていただいた委員さんの報告を、お願いします。

はじめに、申請番号12について、23番 石原二千郎委員の報告を、お願いします。

23番(石原二)

申請番号12について、23番 石原二千郎が説明いたします。

6月4日に、高木委員と私と事務局で現地確認を行いました。

申請地は、大江田地区の城北製紙工場跡にあるメガソーラーの北側の畑で、現況は保全管理されていました。給水は町の上水道を利用、雨水・

生活雑排水は町の下水道へ接続し、処理されます。周囲に農地はありますが、日照、通風など、営農上への支障はないと考えております。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長(蒲池)

ありがとうございました。

次に、申請番号13について、17番 深草委員の報告をお願いします。

17番(深草)

申請番号13について、17番 深草が説明いたします。

6月4日に、池田浩二委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、上板楠西口地区、申請人宅の西側の農地でした。

雨水・生活雑排水は既設側溝に接続し、処理されます。

汚水は汲み取り式とのことです。現在は、案件の物件は使用していないとのことです。

周囲に農地はありますが、日照、通風など、営農上への支障はないと、考えています。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長(蒲池)

ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員からの報告がありました。

議案第3号につきまして、皆様方から何か質問等がありましたら、お願いします。

15番(杉村)

申請番号13について、始末書の内容を教えてください。

事務局(松尾)

【始末書の内容説明】

議長(蒲池)

15番杉村委員さん、納得できましたでしょうか。

15番(杉村)

理解はできました。今から、始末書が添付してある案件については、農業委員が尋ねなくても、事務局が詳しく説明するようにしてください。

事務局(松尾)

申し訳ありませんでした。今後、そのように対応します。

議長(蒲池)

事務局には、以後、気を付けていただきますよう、よろしく申し上げます。続きまして、庄山委員さん。

13番(庄山)

建物は、内緒で建ててあるんですね。今、解いてあるんですか。

- 事務局(松尾) 解いてないです。「事後承諾。」という形になります。
- 13番(庄山) 現地確認へ行った委員さん説明してください。
- 16番(池田) 見た目は、まだ、新しい建物でした。
- 事務局(渡邊) 昭和61年に、口約束で貸してもらえないだろうかということで、貸してもらって、建築されということです。今回、お互いに、ちゃんとしようということで、分筆をされて、今回の申請で正式に取得されたいということです。
- 議長(蒲池) 補足しますと、前任の委員さんから色々と相談がありまして、この件がやっと片付いたということです。ご承認いただければと思います。
- 15番(杉村) 合併前の農業委員会では、家を解けと言った委員もいたそうです。実際に、解きまではしませんでした。
- 議長(蒲池) 始末書も出ていますので、今後は気を付けますということなので、よろしくをお願いします。他に質問はないでしょうか。

【異議なしの声あり】

無いようですので、採決をします。

議案第3号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

「挙手全員」

ありがとうございました。

議案第3号については、原案のとおり決定しました。

よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付します。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を、議題といたします。事務局の説明を、お願いします。

- 事務局(松尾) 5ページを、ご覧ください。

「経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申請について」です。

各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。

「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。
借人・貸人の敬称は、略します。

それでは、賃貸借権設定の案件です。

申請番号 123、貸人「熊本市の [REDACTED]」、借人「瀬川の [REDACTED]」、
土地の所在「瀬川字東原 [REDACTED]、畑、1,327 m²」でございます。

申請番号 124、貸人「江田の [REDACTED]」、借人「江田の [REDACTED]」、
土地の所在「江田字大坪 [REDACTED]、田、604 m²」でございます。

申請番号 125、貸人「竈門の [REDACTED]」、借人「久米野の [REDACTED]」、
土地の所在「竈門字石ノ本 [REDACTED]、畑、2,123 m²」でございます。

申請番号 126、貸人「久米野の [REDACTED]」、借人「久米野の [REDACTED]」、
土地の所在「久米野字井手口 [REDACTED]、畑、814 m²」でございます。

申請番号 127、貸人「上十町の [REDACTED]」、借人「上十町の [REDACTED]」、土地
の所在「上十町字猿懸 [REDACTED]、田、198 m²」でございます。

6 ページでございます。

申請番号 128、貸人「上板楠の [REDACTED]」、借人「東吉地の [REDACTED]」、土
地の所在「上板楠字萱原 [REDACTED]、田、2,251 m²ほか1筆」ござ
います。

本件につきましては、申請書提出後、6月3日に貸人の [REDACTED] さんがお
亡くなりになりましたので、貸人は息子の [REDACTED] さんに変更となりま
す。

申請番号 129、貸人「津田の [REDACTED]」、借人「山十町の [REDACTED]」、土地
の所在「津田字永浦 [REDACTED]、田、831 m²ほか1筆」でございます。

申請番号 130、貸人「津田の [REDACTED]」、借人「津田の [REDACTED]」、土地
の所在「津田字水上 [REDACTED]、畑、2,718 m²ほか1筆」でございます。

申請番号 131、貸人「平野の [REDACTED]」、借人「平野の [REDACTED]」、土地の

所在「平野字片峯 [REDACTED]、畑、1,118 m²」でございます。

申請番号 132、貸人「中和仁の [REDACTED]」、借人「西吉地の [REDACTED]」、土地の所在「中和仁字鶴田 [REDACTED]、田、1,067 m²」でございます。

申請番号 133、貸人「中和仁の [REDACTED]」、借人「中和仁の [REDACTED]」、土地の所在「中和仁字大平 [REDACTED]、田、702 m²ほか 3 筆」でございます。

7 ページでございます。

申請番号 134、貸人「中和仁の [REDACTED]」、借人「西吉地の [REDACTED]」、土地の所在「中和仁字虎坊 [REDACTED]、田、2,269 m²」でございます。

申請番号 135、貸人「熊本市の [REDACTED]」、借人「上和仁の [REDACTED]」、土地の所在「上和仁字野中 [REDACTED]、田、1,378 m²」でございます。

申請番号 136、貸人「上和仁の [REDACTED]」、借人「上和仁の [REDACTED]」、土地の所在「上和仁字小塚 [REDACTED]、田、1,321 m²、他 1 筆」でございます。

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしているものと考えております。

以上です。

議 長 (蒲 池)

ただ今、事務局から議案第 4 号について説明がありました。
皆様方から、何か質問等がありましたらお願いします。

【異議なしの声あり】

無いようですので、採決をします。

議案第 4 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

「挙手全員」

ありがとうございました。

議案第 4 号については、原案のとおり決定しました。

議 長 (蒲 池)

6 報 告

これで、すべての議事は終了しました。
次に、6の報告を、事務局からお願いします。

事務局(松尾)

8ページを、ご覧ください。
今回、解約が3件あがっています。
また、9ページに、今回の案件の一覧表を掲載していますので、ご覧ください。
以上です。

議長(蒲池)

7 その他
次に、7のその他です。事務局からお願いします。

事務局(松尾)

10ページを、ご覧ください。
1) 次回総会日 平成30年7月10日(火)午後3時30分から、
三加和公民館2階研修室で行います。
現農業委員さんの任期の最後の総会となりますので、総会終了後、懇親会を開催する予定です。詳細は、改めてお知らせいたします。

2) 農業者年金の現況届について
農業者年金の受給者の方は、6月に現況届を提出することになっています。既に、農業者年金基金から緑の封筒で対象者へ送付してありますので、尋ねられましたら、必要事項を記入のうえ、本庁は商工観光課、支所は農業委員会までご提出いただきますようお願いください。

事務局(庄山)

3) 平成29年度の活動評価及び平成30年度の活動計画について
農業委員会に関する法律の中で、平成29年度の活動評価及び平成30年度の活動計画については、公表することが義務付けられています。
(資料の説明)
今月中に、町のホームページで公開しますので、7月になってからでいいので、農業委員さんもお確認をお願いします。

事務局(渡邊)

4) 空き家に付随した農地の別段の面積の設定について
竈門地区に、空き家バンクに登録してある物件があり、その所有者の方が、農地も一緒に売買したいとの希望がありました。他の市町村には、空き家に付随した農地については、下限面積に縛られずに、売買・賃借等できる制度があり、和水町でも30aの下限面積にとらわれずに農地の売買・賃借等ができないだろうかと思ひ、皆さんにご意見を伺うものです。

まちづくり推進
課 (多 賀)
事務局 (渡 邊)

(和水町空き家バンク制度について、資料に沿って説明。)

(農地付き空き家について、資料に沿って説明。)

昨年の秋の総会でも、農地付き空き家について紹介しましたが、農地法施行規則第17条第2項を適用し、空き家バンク制度に登録された空き家に付属した農地に限るという条件でご検討いただいて、来月の総会に議案として提案する予定です。

湯前町とあさぎり町は、1aに設定されています。市町村によっては、1㎡に設定されている所もあります。

議 長 (蒲 池)

転入者が増えるなら、1㎡でもいいんじゃないですか。

(委員全員、異議なし。)

それでは、その他に皆様方から何かありませんか。
無いようですので、これで終わりたいと思います。

事務局 (松 尾)

8 閉 会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、平成30年度 第3回 和水町農業委員会総会を、閉会いたします。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署名委員 4 番

署名委員 6 番

会議録調製者 松尾 修
本誌 表紙共 10 枚